

〈令和7年度スポーツを通じた地域活力の創出事業〉
スポーツ指導者等派遣事業実施要綱

公益財団法人山口県スポーツ協会

1 趣旨

県内の総合型地域スポーツクラブ等に対し、種目別指導者や高度の専門性を持っている指導者・有識者等を派遣することにより、地域のニーズに対応できるスポーツ活動の充実や、各クラブの指導者の資質の向上を図る。

2 事業実施団体

県内に活動拠点を置く団体で、以下のいずれかの要件を満たす団体であること。

- (1) 山口県の認定を受け、かつ山口県連絡協議会に加入している総合型地域スポーツクラブ
- (2) 山口県の認定を受けている総合型地域スポーツクラブ準備団体
- (3) 地域スポーツクラブ（スポーツ少年団を含む）
- (4) 地域スポーツ活動を推進する非営利の団体

※(1)については総合型地域スポーツクラブ山口県連絡協議会等において、本事業の成果を他クラブへ普及可能な団体であること。

※(2)～(4)については、以下の要件を満たしていること。

- ・総合型地域スポーツクラブの設立をめざす団体であること。
- ・団体役員の中にアシスタントマネジャー養成講習会受講者がいること。
(未受講の場合は、申請年度に必ず受講すること。)
- ・総合型地域スポーツクラブ設立までのプランを提出すること。（様式任意）

3 事業対象期間

令和7年5月1日（木）から令和8年2月28日（土）

※予算に達し次第、対象期間関係なく募集を終了する。

3月の事業は助成の対象となりません。

事業実施後の申請は対象なりません。

4 事業内容

(1) 内容

2つの団体が、活動の充実や会員数の増加を目的としたスポーツ活動において、次に掲げる指導内容に関わる専門的な指導者の派遣に要する経費及び事業の実施に係る経費を助成する。

〈指導内容〉

- ① 競技スポーツの種目別指導
- ② レクリエーション活動（ニュースポーツ）の種目別指導
- ③ 障害者スポーツの種目別指導
- ④ 健康・体力診断、健康相談
- ⑤ トレーニング指導、スポーツ栄養指導
- ⑥ スポーツクラブ管理・運営指導
- ⑦ 文化活動等の教室指導

(2) 指導者

指導者は、原則として事業実施団体から推薦のあった県内の居住者とする。

（県外指導者を推薦する場合には、事前に山口県スポーツ協会に連絡し確認を得ること。）

また、指導者は、経理処理要領に定める資格や実績を有する者に限るものとする。

なお、事業実施団体の役員や会員は対象外とする。

(3) 助成額及び上限回数

区分	限度額	実施上限回数
設立クラブで全国協議会に登録クラブ	12万	15
設立クラブで全国協議会に未登録クラブ及び準備中団体	10万	15
地域クラブ等総合型クラブを目指す団体	5万	5

(4) 補助の対象となる経費等

①補助対象経費

○指導者の派遣に要する「謝金」「旅費」「傷害保険料」および事業の実施に係る「印刷製本費」「借損費」「振込手数料」

※経費の算出における詳細については経理処理要領に定めるとおりとする。

②補助対象外経費

○「用具費」「消耗品費」「通信費」

③事業の実施に当たっては、申請団体において参加料を徴収することとする。

(5) 安全対策等

事業の実施にあたっては、事業実施団体と指導者との間で、事前に打ち合わせを行い、必要となる安全対策を講じ、指導者や参加者へ安全対策の徹底を行い、効果的な活動が実施できるよう努める。

5 申請方法

申請を行う団体は、スポーツ指導者等派遣事業申請書類（下記参照）のデータを公益財団法人山口県スポーツ協会（以下、県スポーツ協会）へ送付し、担当が審査をした後、書類一式を提出する。なお、書類の提出は、事業実施の30日前までとする。

〈申請書類〉

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 1-①事業申請書 | ・ 1-②-1 事業計画書 |
| ・ 1-②-2 実施計画 | ・ 1-③予算計画書 |
| ・ 1-④指導者推薦書 | ・ 1-⑤請求書 |
| ・ 開催要項またはチラシ | |

6 派遣の決定・通知

県スポーツ協会は、申請書等の審査を行い、その結果を申請団体へ通知し、申請を認められた団体へ事業費の交付を行う。

※昨年度と同様の事業の場合は、参加人数等の実績に基づき、審査する。

7 報告書の提出

事業実施団体は、事業終了後すみやかに、県スポーツ協会へスポーツ指導者等派遣事業報告書類（下記参照）のデータを送付し、担当者が確認をした後、書類一式を提出する。書類の提出は、事業が終了した日から30日以内とする。当初の計画で2月15日以降に事業を実施する場合は、3月15日までに提出をすること。

〈報告書類〉

- ・ 2-①～②実施報告書
- ・ 領収書等証拠書類（請求書、領収書、納品書、金融機関振込伝票、源泉徴収票の写し）
- ・ 作成物の見本（チラシ、ポスター 等）
- ・ 事業に関する書類（開催要項、参加者名簿、活動中の写真、配布資料 等）

※添付書類の詳細については、経理処理要領を参照すること

8 精算

事業実施団体は、確定した助成金額が交付額に満たないときには、その差額を県スポーツ協会に返納する。この場合、振込手数料は事業実施団体の負担とする。

9 その他

- (1) イベントにおける参加対象者は特定の会員等に偏らず、多くの参加者が見込まれること。
- (2) 定期教室について、1回あたり10名以上の参加が見込めること。
- (3) 原則として、参加延べ人数の1割以上がクラブ会員であること。
- (4) 事業実施団体は、以下の研修会のいずれかに必ず参加すること。

研修会名	日 時	場 所
第1回創設・育成研修会	6月6日(金)PM	山口県セミナーパーク
クラブマネジメント研修会 兼 アシスタントマネジャー養成講習会	8月23日(土)8:50～17:45 8月24日(日)9:00～15:45	山口県セミナーパーク 検定試験 15:55～
中国ブロッククラブネットワークアクション2025	11月～12月頃	岡山県
ACP 普及講習会	6月21日(土)13:00～16:30	周南市学び・交流プラザ
	6月28日(土)13:00～16:30	J:COM アリーナ下関
ACP ブラッシュアップ講習会	12月14日(日) 10:00～16:30	山口県セミナーパーク
スポーツ指導者レベルアップ研修会 ※JSP0公認資格更新可能	9月7日(日) 13:00～16:45	山口南総合センター

- (5) 振込先は申請団体名義の口座であること。（設立クラブ以外はこの限りでない）
- (6) 振込先口座名義人が申請団体の代表者と異なる場合は委任状を提出すること。
- (7) 指導者を変更する際は、指導者変更届を提出すること。
- (8) 準備中団体の助成期間は、助成初年度から継続した3か年とする。（地域スポーツクラブ（スポーツ少年団を含む）または地域スポーツ活動を推進する団体としての助成期間含む）
- (9) 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱うものとする。
- (10) 総合型地域スポーツクラブ啓発バナーの表示について
本事業を活用して作成する広報用チラシ等には、全県的な総合型地域スポーツクラブの普及・啓発のために、別紙に示す啓発バナーを表示するものとする。
- (11) 申請書やバナー等の様式は、当会HPよりダウンロードするものとする。
山口県スポーツ協会 HP【<https://yamaguchi-sports.jp/sougougata/hakenjigyou>】
※様式ダウンロードができない場合は、ご連絡ください。

～お問い合わせ・書類およびデータ提出先～

公益財団法人山口県スポーツ協会

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 県政資料館2階

担当：岡村

TEL：083-933-4697 FAX：083-933-4699

e-mail：okamura.mutsumi@yamaguchi-sports.or.jp

スポーツ指導者等派遣事業経理処理要領

公益財団法人山口県スポーツ協会

1 謝金について

謝金の算出については、下記の基準表に基づき、指導者の実従事時間にて算出するものとする。

区分	限度額	資格・実績
トップアスリート級指導者	50,000 円/時間	国際大会出場、(元)プロスポーツ選手、(元)日本代表選手等
	10,000 円/時間	全国大会出場、(元)都道府県代表選手等

区分	限度額	資格・実績	実施上限回数 ※2
スポーツ指導者	5,000 円/時間	日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会等の公認資格保有者、全国組織の役員	設立クラブで全国登録クラブ 15
			設立クラブで全国未登録クラブ 準備中クラブ 15
			地域クラブ等 総合型クラブを目指す団体 5
	2,500 円/時間	その他指導者資格保有者 ※1	設立クラブで全国登録クラブ 15
			設立クラブで全国未登録クラブ 準備中クラブ 15
			地域クラブ等 総合型クラブを目指す団体 5
スポーツ栄養士	5,000 円/時間	有資格者に限る	すべての申請クラブ及び団体 3
講 師	5,000 円/時間	大学教授等	すべての申請クラブ及び団体 3

※1 各競技団体の指導者資格、スポーツリーダー、スポーツ推進委員、保健体育科教員免許等の保持者とする。なお、各区分における対象とすることができる指導者の実績・資格等について、各クラブにおいて判断が困難な場合は、事前に当会に確認すること。

※2 各区分において、上記のとおり1事業あたりの上限回数を設けることとし、同一団体による複数事業の申請については、諸所の事情を勘案して当会にて検討する。なお、複数事業の申請を希望する団体は、事前に当会に確認すること。

※ 指導者については、20名の参加者に対して、1名とする。

※ 上記の実績または資格がない指導者は対象となりません。

※ 審判資格は、指導者資格に含みません。

2 旅費について

指導者の居住地から活動場所までの経済的かつ効率的なルートでの旅行により生じた実費弁償とする。

(1)自家用車を利用する場合は1kmにつき30円で算出すること。(高速道路代、駐車場代等は申請団体の負担とする。)

(2)公共交通機関を利用した場合には居住地最寄り駅から会場地最寄り駅の往復運賃の実費とする。なお、片道50km以上の場合は急行料金、片道60km以上の場合は特急料金、片道100km以上の場合は新幹線料金を対象とすることができる。座

席指定料金は片道 70km 以上の場合対象とすることができます。

- (3) 航空運賃については、緊急性もしくは経済性を勘案して、実費を対象とすること
ができる。ただし、その場合には、事前に当会の了解を得るものとする。
- (4) 船賃及びバス賃は、実費を対象とすることができます。
- (5) 従事時間上必要な場合には、10,400 円を上限として、宿泊に係る経費の実費を
対象とすることができます。

※県内在住の指導者は対象となりません。ただし、出発地を 7 時前に出発の場合は
前泊、到着地を 22 時以降に到着する場合は後泊を対象とすることができます。

3 傷害保険料について

指導者の傷害保険については、事業実施団体が、事業の実施までに必ず加入すること。
保険料は 1 人あたり 1,850 円(参考：スポーツ安全保険)を上限とする。

4 印刷製本費について

事業の実施に係る広報物(チラシ、ポスター等)の作成に係る経費を支出する
ことができる。

※作成物には、全県的な総合型地域スポーツクラブの普及・啓発のために、別紙に
示す啓発バナーを表示するものとする。

※印刷物は、業者へ依頼したもののみ対象とする。

※印刷製本費については、4 月に支出したものも対象とする。

5 借損費について

事業の実施に係る会場使用および用具借用に係る経費を支出することができる。

6 報告書の提出における証拠書類及び事業に関する書類について

区分	添付書類
謝金	金融機関振込伝票、源泉徴収票の写し
旅費	請求書、領収書、金融機関振込伝票、源泉徴収票の写し ※源泉徴収票の写しは、謝金と同一の書類で確認できる場合は不要 ※航空会社、交通機関、旅行代理店等が発行した領収書を添付すること ※宿泊費については宿泊先が発行する領収書を添付すること(旅行代理 店でも可)
傷害保険料	領収書、保険への加入が確認できる書類
印刷製本費	請求書、領収書、納品書、作成物の見本、引き落としの場合は引 き落としが確認できるもの(通帳の写しなど) ※納品書がない場合は、報告書類へ理由を記載すること
借損費	請求書、領収書
その他	開催要項、参加者名簿(共催の場合)、活動中の写真、参加者へ配 布資料 等

7 その他

- ・事業計画及び事業予算計画に基づいた計画的な運営をし、助成金については本事業内で全て執行することとする。
- ・事業の内容や規模に応じて、申請金額から減額して助成する場合もある。
- ・同一団体による複数事業の申請の可否については、諸所の事業を勘案して当会にて検討することとし、申請団体は事前に県スポーツ協会に確認することとする。
- ・指導者の派遣に要する「謝金」「旅費」の支払いは、**振込**とする。
※振込以外は不可

- ・複数の団体での共催事業については、参加者名簿を提出すること。
- ・申請額内での費目間の流用は可とする。
- ・**謝金、旅費を支払う際には必ず源泉徴収を行うこと。**
※源泉徴収を行っていない場合は対象となりません。

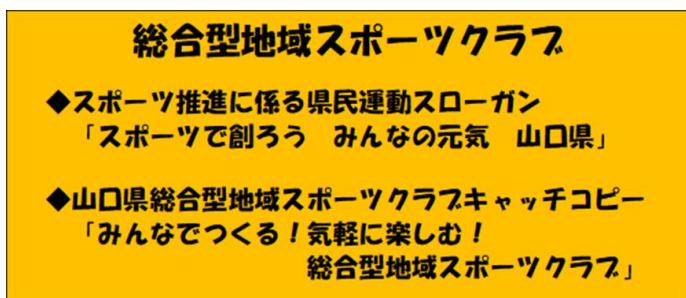
事務手続きの流れ

山口県スポーツ協会	申請団体（総合型クラブ等）
①募集案内 総合型地域スポーツクラブ等へ実施要項等を送付（総合型クラブ以外は各市町生涯スポーツ主管課を経由して配布）	
	②申請書類のデータ提出 申請書類のデータを送付（メール）
③申請書類データ確認 申請書類のデータを確認し、申請団体へ連絡	
	④申請書類一式提出 押印した申請書類一式を山口県スポーツ協会へ事業実施の30日前までに提出 〈申請書類〉 <ul style="list-style-type: none">・ 1-①事業申請書・ 1-②-1 事業計画書・ 1-②-2 実施計画・ 1-③予算計画書・ 1-④指導者推薦書・ 1-⑤請求書・ 開催要項またはチラシ
⑤審査、決定・通知 申請書類の最終審査を行い、その結果を申請団体に通知	
⑥事業費の交付 事業の決定した団体へ事業費を交付	
	⑦事業実施 【事業対象期間】 令和7年5月1日（木）～令和8年2月28日（土）
	⑧事業実績報告 事業終了後、報告書類一式のデータを提出（メール）
⑨報告書類データ確認 報告書類のデータを確認し、申請団体へ連絡	
	⑩報告書類一式提出 山口県スポーツ協会へ押印した報告書類一式を事業が終了した日から <u>30日以内</u> に提出 ＊当初の計画で2月15日以降に事業を実施する場合は、3月15日までに提出 〈報告書類〉 <ul style="list-style-type: none">・ 2-①～② 実施報告書・ 領収書等証拠書類・ 作成物の見本・ 事業に関する書類 ※提出書類の詳細については、経理処理要領を参照すること
⑪精算 実施報告書の最終精査	

※⑫返納

⑪により確定した助成金額が交付額に満たない場合には、その差額を返納
(振込手数料は事業実施団体負担)

「総合型地域スポーツクラブ啓発バナーの表示について」



※チラシ等にこのバナーを掲示してください。

※データは山口県スポーツ協会HPからダウンロードできます。

(例)

サッカー教室 参加者募集！！

日 時：毎週火・木曜日
小学生の部 ○時～○時
中学生の部 ○時～○時

場 所：○○グラウンド

参加対象：小学生の部 4年生～6年生
中学生の部 1年生～3年生



募集人数：各 20 名

指 導 者：□□ □□氏

参 加 費：会員○円 非会員○円

問い合わせおよび申込先：○○スポーツクラブ事務局

電話 × × × × - × × - × × × ×

